

番 号	16請願第13号 (即 決)
受理年月日	平成16年 8月27日
件 名	東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合に情報公開条例制定を求める意見書の提出に関する事について
提 出 者	青梅の水とごみを考える会 代表 浜田 尚子
紹介議員	嶋崎 英治、杉本 英騎
要 旨	
<p>このたび、貴市議会に請願を提出いたしますのは、東京都青梅市に在住する市民で構成する「青梅の水とごみを考える会」という環境市民団体です。</p> <p>この会は1993年に発足、現在に至るまで、隣接する東京都西多摩郡日の出町二ツ塚処分場（以下「二ツ塚処分場」とする。）が青梅市側にどう影響するか等のごみと環境の問題に取り組んでまいりました（現在の会員数約213名）。</p> <p>三多摩26市町のごみが搬入される、二ツ塚処分場の行政区域は西多摩郡日の出町ですが、環境への影響ということであれば、処分場に隣接する青梅側にもひとしくあるはずで、にもかかわらず、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合（以下「処分組合」とする。）による環境調査は行われず、青梅市とは公害防止協定も結ばれていないというのが実情です。</p> <p>さらに処分場の延命策としてごみの焼却灰をセメント化する工場を、現在この二ツ塚処分場内に建設中です。このセメント工場は、青梅市と日の出町の境界線となる馬引沢峠のハイキングコースのすぐ下で、青梅市に最も近い処分場内北側に位置しています。</p> <p>2002年9月には、青梅市でも処分組合主催による環境影響評価書案（以下「アセス」とする。）の説明会が開かれ、多くの市民が参加しました。その中で青梅側の環境への影響はさまざまありましたが、私たちが最も不安に感じたことは、(1)煙突から排出される排ガス（排ガスは基準値内としながらも、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、水銀、ダイオキシン類等の化学物質が排出されることを予測評価していた。）(2)この予測に用いられたプルームモデル、パフモデルという大気への汚染物質の拡散式は平地での調査に用いる計算式であった（二</p>	

ツ塚処分場周辺は急峻な谷間で複雑な地形をなし、日中暖まった上昇気流が夜間冷やされて、沢伝いにおりていく。また、大気が滞留する接地逆転層等の局地気象が起きやすい地域であることを専門家は指摘している。)。このように、エコセメント工場が環境上安全であるということを証明しなければならない排ガス濃度の拡散予測は、現状を全く無視した予測評価で、こうしたことへの疑問は驚きとともにエコセメント事業に対する不信や疑問につながるものでした。このことは決して私たちの思い込みではなく、東京都のアセス審議会の委員、電力中央研究所の上席研究員の市川陽一氏も審議結果の中で以下のような意見を述べています。

「大気の安定度が強くその頻度が年間35.6%と高い。この状態での煙突からの排出ガスが接地逆転層を貫通しない場合の影響を予測・評価すること。ハイキングコース上において煙突からの排出ガスの影響が予測されるので、短期的に高濃度となる気象条件、排出条件で予測評価すること。」(一部抜粋)

このように、大気環境的にもふさわしくないと考えられる場所が、なぜ、建設地に決まってしまったのか、私たちの不安はアセスの説明会でも払拭されませんでした。

そこで以下の内容で情報公開を処分組合に求めました。請求した開示の内容は、(1)多摩地域焼却灰セメント化施設導入検討委員会で作成された報告書、(2)エコセメント推進委員会の議事録、以上2件でしたが、「情報公開条例がないため、受け付けることはできない。ホームページで開示している以外は今後も一切の情報を公開することはない」という処分組合の回答でした。

それ以外にも私たちが将来にわたる問題として、処分組合に情報公開条例の制定を求める理由は(1)排ガスのシステム及びバグフィルター(焼成炉の煤じんをフィルターで捕捉する公害防止設備)の安全対策を具体的に知りたい。(2)断水、落雷、停電、地震、バグフィルターの破損、その他工場の事故に関する具体的な安全対策を知りたい。(3)バグフィルターのトラブルは全国各地で報告されている。破損した場合、排ガスは大気に排出され、土壌を汚染することが予測される。その土壌汚染の調査項目がない理由を知りたい。(4)情報公開制度がないことそのものに対する不安。以上のようなことです。

有害化学物質を含む焼却灰をセメント化するエコセメント工場からは、1日145台

の車両が往来し、煙突からの排ガスの放出、1日400トンの水蒸気の蒸散、異臭、振動、騒音、焼成炉からの400度の熱の放散、水質への影響等の環境への懸念があることが、エコセメントの環境影響評価書では述べられています。

しかし、これからどのような環境への影響が出てくるかは、評価書を作成すればそれで終わりではなく、これからの20年間こそ、そこに住む私たちが日々汚染された空気を吸い続け、目に見えない急激な環境の変化の中で生活していかなければなりません。どうか、この地でごみを最終処分されている構成自治体の皆様がこうした私たち青梅市民の不安を少しでも受け止めていただき、処分組合に情報公開条例制定の意見書を提出して下さるよう切望し、ここにお願いいたします。